

菊池市告示第 131 号

菊池市新型コロナウイルス感染防止対策強化補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 7 月 13 日

菊池市長 江 頭 実

菊池市新型コロナウイルス感染防止対策強化補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、菊池市新型コロナウイルス感染防止対策強化補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成 19 年規則第 1 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、一層「新しい生活様式」に沿った取組が求められる中、消費者に安心して菊池市内の店舗等を利用してもらうために、事業者の感染防止及び衛生対策等の強化に要する経費を補助することにより、事業者の安全対策を後押しすることを目的とする。

(補助対象者)

第 3 条 この補助金の補助対象者は、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に規定する中小企業者及び小規模企業者、個人事業者並びに市長が必要と認める事業者で、菊池市内に店舗等を有し、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 対面で接客を行っている事業者であること。
- (2) 代表者及び従業員が、菊池市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 今後も事業を継続して行う意思を有すること。
- (4) 市税に未納がないこと。(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い徴収が猶予されているもの等は除く。)

2 前項の規定にかかわらず、補助金の趣旨・目的に照らして、市長が適当でないとする者は、補助金の補助対象者としなない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、令和 3 年 4 月 1 日以降に発生し、支出の完了した経費のうち、新型コロナウイルス感染症の感染防止に有効と考えられる別表第 1 に定める設備の導入、消耗品の購入等に係るものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象経費としなない。

- (1) 各種検査キットの購入に係る経費
- (2) 他の機関から又は他の制度において補助を受けた経費
- (3) 業態転換に係る経費
- (4) 広告に係る経費
- (5) 販売促進に係る経費
- (6) 送料、運賃、振込手数料及び代引手数料

- (7) 店舗の機能を有しない従業員等の事務所に係る経費
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症の感染防止を目的としない又は感染防止との関連性が認められない経費
- 3 補助金の額は、規則第3条第2項に定める交付基準の補助率にかかわらず、補助対象経費の10分の10とし、別表第2に定める補助対象者区分ごとにその上限額を設定し、予算の範囲内で市長が定めるものとする。ただし、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を除く。
- 4 市長は、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 5 補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。
(交付申請)

第5条

補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）は、菊池市新型コロナウイルス感染防止対策強化補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業決算書（様式第2号）
- (2) 領収書その他支払が確認できるものの写し
- (3) 客室数が確認できる書類の写し（宿泊業のみ）
- (4) 対象車両の車検証の写し（貸切バス業、タクシー業及び代行業のみ）
- (5) 写真（物品納入状況又は外注費の完了が確認できるもの）
- (6) 確定申告書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(財産処分の制限)

第6条 補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めるとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。
附 則 (令和3年告示第191号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

1 物品購入費	
① 消毒	除菌剤の噴霧装置 ・ オゾン発生装置 ・ 紫外線照射機 ・ 消毒液 ・ 除菌マット ・ 足踏み式消毒液スタンド等
② マスク	マスク ・ ゴーグル ・ フェイスシールド ・ ヘアネット等
③ 飛沫対策	アクリル板 ・ ビニールカーテン ・ 防護スクリーン ・ パーティション ・ カラーコーン ・ ベルトパーティション ・ フロアマーカ―等
④ 機械器具等	換気扇 ・ サーキュレーター ・ 扇風機 ・ 空気清浄機 ・ 加湿器 ・ サーモカメラ ・ 二酸化炭素濃度測定器等
⑤ その他衛生管理等	ペーパータオル ・ 体温計 ・ コイントレー等
2 外注費	
工事請負等	店舗改修工事 ・ 設備工事 ・ 機械器具設置工事等

別表第2 (第4条関係)

補助対象者区分		上限額
対面での接客を伴う店舗等		10万円
宿泊業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業の営業許可を受け、専ら観光客が宿泊する施設を営む者	客室25部屋以上	50万円
	6部屋以上25部屋未満	客室×2万円
	5部屋以下	10万円
貸切バス業 （市内の事業所に在籍する車両）	所有台数25台以上	50万円
	所有台数25台未満	台数×2万円
タクシー業及び代行業 （市内の事業所に在籍する車両）	所有台数25台以上	50万円
	所有台数25台未満	台数×2万円